

清瀬市保健福祉総合計画 素案

平成 20 年 12 月

清 瀬 市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第5節 計画の総合的な推進

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念（案）

第2節 基本目標（案、前回より）

第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開

第4節 分野別計画の体系

第3章 人口の推移と推計

人口の推移と推計グラフ

第2部 分野別計画

地域福祉計画

第1章

第2章

第3章

健康増進計画

次世代育成支援行動計画（後期計画）

障害者計画（障害福祉計画含む）

高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）

資料編

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

市では、平成15年3月に、高齢者のみならず、障害のある人や児童などすべての市民が、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めていくために、福祉施策の総合的な指針となる「清瀬市福祉総合計画」を策定しました。

その後、次世代育成支援対策推進法（平成15年）の制定をはじめ、介護保険法の改正（平成17年）、発達障害者支援法の制定（平成17年）、障害者自立支援法の施行（平成18年）、後期高齢者医療制度の実施（平成20年）など福祉にかかわる法律の制定・改正が行われ、保健福祉サービスの新たなニーズへの対応が求められています。

今回の見直し・改定では、保健福祉を取り巻く昨今の動きに適切に対応し、市民一人ひとりに生涯を通じて総合的・体系的に保健福祉サービスを提供する必要があるという認識のもと、これまでの清瀬市福祉総合計画及びその後に策定した次世代育成支援行動計画（前期計画）、高齢者保健福祉計画（第3期介護保険事業計画）、そして障害福祉計画（第1期）に、新たに健康増進計画を加え、市の保健福祉の総合計画として、今後7年間を計画期間とする「清瀬市保健福祉総合計画」を策定するものです。

本市は、緑豊かな自然環境に加えて、「医療・福祉施設に恵まれたまち」、「都心に近い住宅都市」、「医療福祉の学園都市」、「大都市近郊農業のまち」という4つの大きな特色があり、これらの地域社会資源を生かした取り組みを通じて、人々が安心して子育てをし、生涯を通じて健康な生活を営み、地域の支え合い・助け合いによって、障害のある人も高齢者もそれぞれに豊かな人生が過ごせるまちづくりを総合的に推進していく必要があります。

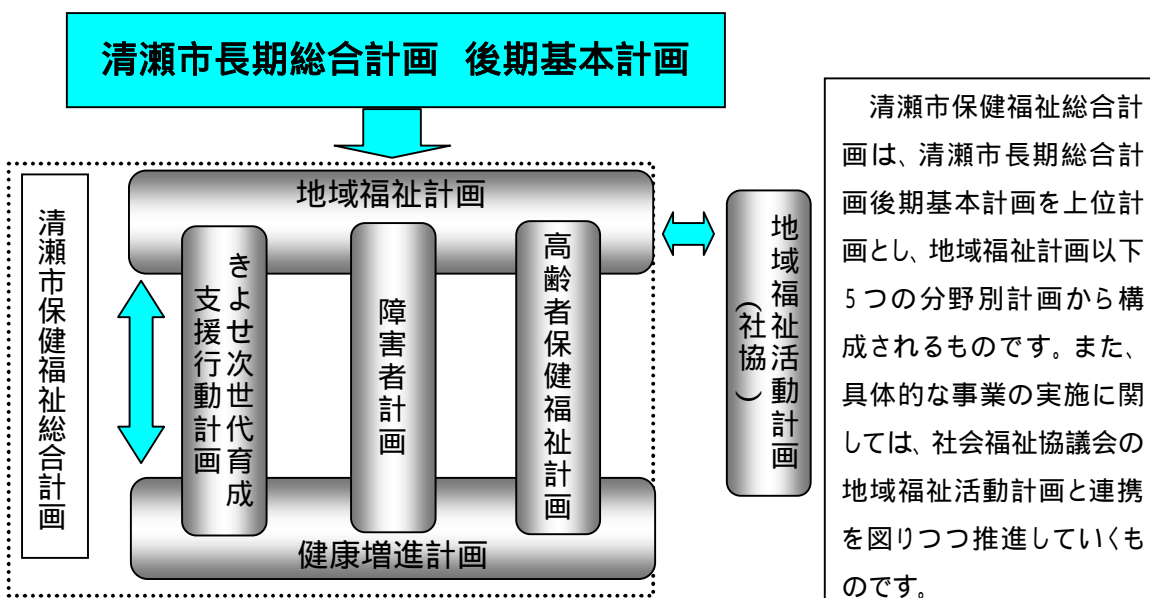
また、本計画では、従来の部門別計画に加え、乳幼児期から高齢期に至る人生のライフステージごとに、それぞれの生活課題別に保健福祉施策・事業の展開を図り、一人ひとりの必要性に応じたサービスの把握と、その主体的な選択が容易になるように努めました。

本計画は、清瀬市長期総合計画で定めた将来の健康福祉のまちづくりの方向性を見据え、人々が健康で互いに支え合い・助け合う地域福祉社会の実現に向けて、市民と行政との協働と関係機関、団体等との連携のもとに目標の達成を図るものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、清瀬市長期総合計画・基本構想の実現に向けた保健福祉分野の総合計画で、地域福祉計画をはじめとする以下の5つの分野の個別計画の性格を併せ持つものです。また、各分野において共通するテーマである行政の役割、市民の参画と行政との協働と関係機関、団体等との連携を示すものです。

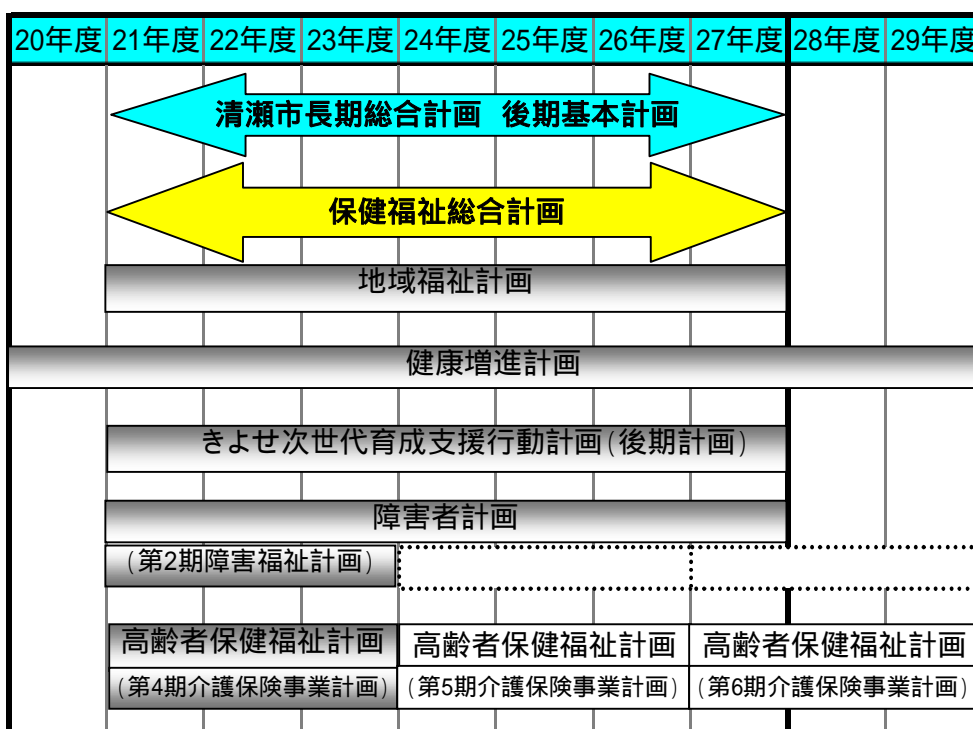
	区分	主な内容
清瀬市保健福祉総合計画	地域福祉計画	福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民の参加の促進、要援護者の支援方策等の目標を定め、各個別計画に共通する施策を包含する計画
	健康増進計画	地域の特色を活かし、生涯の各ステージ(世代)に応じた目標設定型の計画の策定・推進により、市民一人ひとりの健康づくり、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指す計画
	きよせ次世代育成支援行動計画(後期計画)	清瀬市におけるすべての子どもと家庭を対象として、今後の子育て支援対策等について方向性や目標を定めた計画
	障害者計画(第2期障害福祉計画含む)	ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の状況を踏まえ、社会状況の変化や複雑多様化するニーズに的確に対応していくための障害者に対する総合的な計画
	高齢者保健福祉計画(第4期介護保険事業計画含む)	高齢者が「住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」の実現を目指す計画



第3節 計画の期間

この計画は、保健福祉施策の総合的な指針として、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、平成27年度までの7年間で計画期間として策定するものです。

また、社会環境等の変化により見直しの必要性が生じた場合には、最終年度を待たずに見直すこととします。



清瀬市保健福祉総合計画は、清瀬市長期総合計画の後期基本計画にあわせ、平成21年度から平成27年度の7か年を計画期間とし、最終年度に見直し・改定を行います。

地域福祉計画については、保健福祉総合計画の理念計画としての性格を持つ計画であることから、同じく7か年を計画期間とし、最終年度に見直し・改定を行います。

健康増進計画については、母子保健計画とあわせ平成20年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする10か年計画とし、平成24年度に見直しを行います。

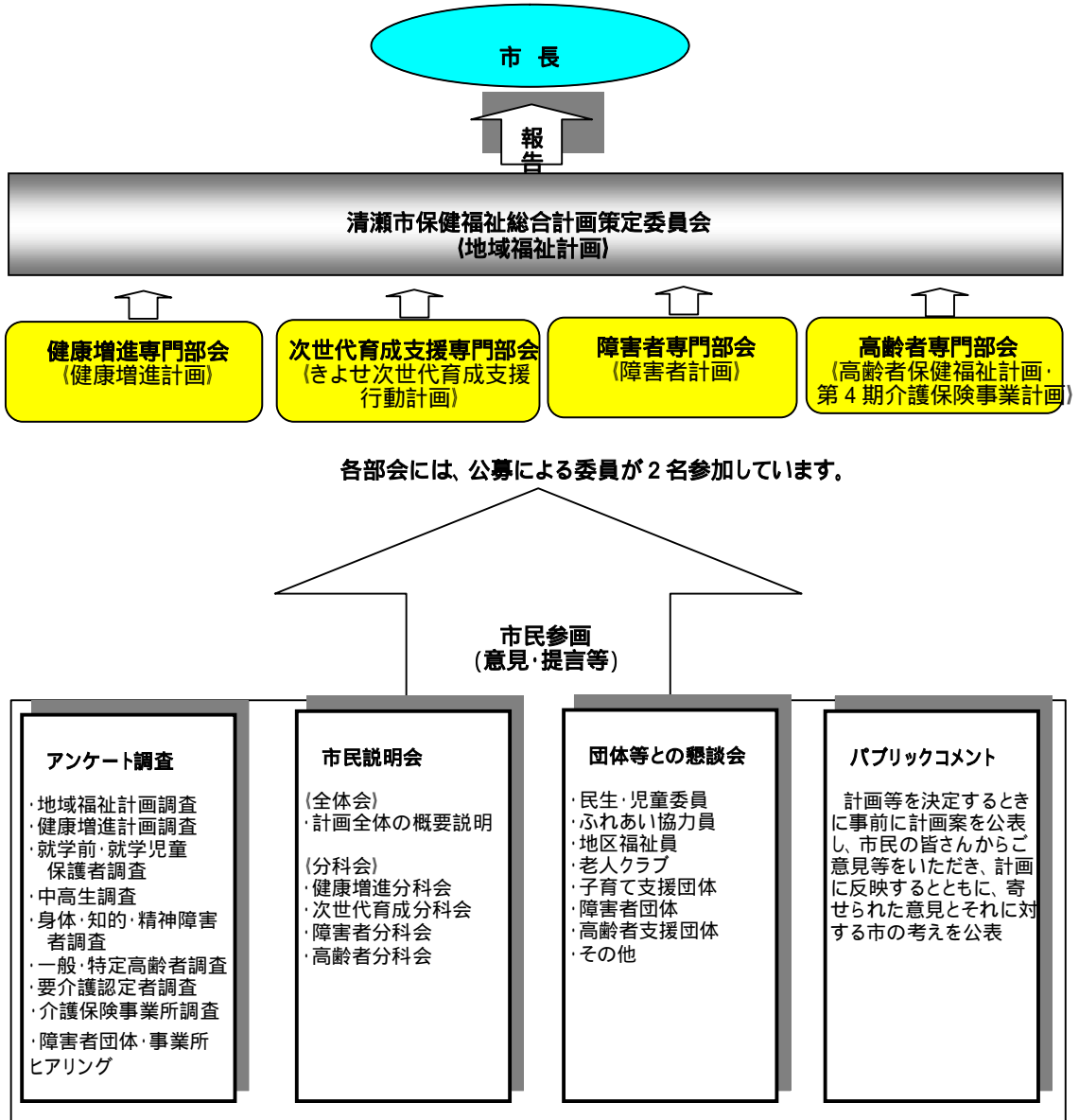
次世代育成支援行動計画（後期計画）については、後期基本計画及び地域福祉計画にあわせて7か年を計画期間とし、最終年度に見直し・改定を実施する予定です。このため、平成21年度までが計画期間の前期計画を1年間前倒し、平成22年度から26年度までの後期計画期間を包含し、さらに1年間延伸して最終年度を平成27年度とします。

障害者計画は、社会福祉の基盤を地域福祉計画と共通するものであることから、地域福祉計画にあわせて7か年を計画期間とし、最終年度に見直し・改定を行います。ただし、

第2期障害福祉計画は、3か年を1期とする計画であることから、平成23年度に見直し・改定を行う予定です。

高齢者保健福祉計画については、社会福祉の基盤を地域福祉計画と共通するものですが、第4期介護保険事業計画の3か年を1期とする計画期間に合わせて、平成23年度までの計画とし、最終年度に見直し・改定を行います。

第4節 計画の策定体制



第5節 計画の総合的な推進

市は、本計画に基づき、子ども、障害のある人並びに高齢者及び市民一般の健康増進・福祉の向上に向けた諸施策の計画的な展開を図るほか、関係機関や市民代表等から構成される「清瀬市地域福祉推進協議会」において計画の進捗、諸目標の達成状況の点検、評価並びに新たな目標・課題の設定について審議検討を行うことを通じて、地域福祉の推進に努めるものです。

とりわけ本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、並びに保健・医療・福祉・介護関係機関等との連携を踏まえ、目標の達成に努めます。

なお、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、まちづくりなど市民の生活関連分野と深くかかわりを持つものであり、従って市民との協働をより円滑で実りあるものとするため、庁内関係部署及び関係機関、団体等との一層の連携に努め、計画の総合的な推進を図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

乳幼児期から高齢期まで市民一人ひとりのライフステージに対応した保健福祉施策サービスを充実していくとともに、市民相互の支え合い・助け合いによる地域福祉の活性化を図り、子ども、高齢者、障害のある人など、市民の誰もが**健康**で安心して暮らせる地域福祉のまちづくりを推進します。

第2節 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を定め、本計画に掲げる施策・事業の展開を図ります。

1. 誰もが健康で、その人らしい生き方を実現する

市民一人ひとりの尊厳が尊重され、生活の質（QOL）を基本に、誰もが健康に暮らし、その人らしい生き方を実現できる地域社会づくりを目指します。

2. 利用者本位のサービス・システムを確立する

乳幼児期から高齢期に至るライフステージの各時期において、市民が必要とする保健福祉サービスを更に充実し、利用者本位のサービス・システムの確立を目指します。

3. ノーマライゼーション社会を推進する

障害や病気、高齢などを理由に社会的に差別されることなく、就学・就労や地域活動など、生活のあらゆる場面で誰もが自由に参加・参画できるノーマライゼーション社会の実現を目指します。

4. 市民主体の地域福祉を推進する

ボランティアやNPOの多様な展開と、保健福祉の各分野で活動する人々の相互交流とネットワーク活動を支援し、市民主体の地域福祉を推進します。

5. 若い世代の参加と世代間の交流を促進する

地域における保健福祉活動の様々な機会に若い世代の参加・参画を促し、活動を通じて世代間の交流を促進することで、ともに支えあい助け合う地域社会の構築を図ります。

第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開

ライフステージ別諸施策の展開

ライフステージ	乳幼児期	学齢期	成人期・壮年期		高齢期
おおむね	(0歳～5歳)	(6歳～17歳)	(18歳～39歳)	(40歳～64歳)	(65歳以上)
地域福祉計画	子どもを 生み、育て やすいまち づくり	ボランティ ア・福祉教 育の推進	ボランティア活動の推進・リーダー等の育 成、地域福祉に関する理解・啓発、高齢者、 障害のある人が暮らしやすいまちづくり		
健康増進計画	(母子の健 康づくり) 母子保健 計画	基本的な生 活習慣の確 立	生活習慣病の予防(健康日本 21の9つの分野)		
きよせ 行動計 画 世代 育成 支援	子育て支 援、保育 サービス	子どもの健 全育成	仕事と子育ての両立推進 安心して子育てできる環境づくり		
障害者計画	障害児の 保育、療 育	就学指導・ 相談、特別 支援教育	障害者の就労・社会参加の支援、各種障害福祉 サービスの充実		
高齢者保健福祉計画			介護予防事業、健康・生きが いづくり、高齢者の就労支援		介護保険 事業計画

第4節 分野別計画の体系

<分野別>		<大柱>	<中柱>	
第1部 総論 保健福祉を総合的に進めるために (保健福祉総合計画)	第1章 計画の策定にあたって	第1節 計画策定の背景・趣旨	第1節 計画策定の背景・趣旨	
		第2節 計画の位置づけ	第2節 計画の位置づけ	
		第3節 計画の期間	第3節 計画の期間	
		第4節 計画推進の策定体制	第4節 計画推進の策定体制	
		第5節 計画の総合的な推進	第5節 計画の総合的な推進	
	第2章 計画の基本的な考え方	第1節 計画の基本理念	第1節 計画の基本理念	
		第2節 基本目標	第2節 基本目標	
		第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開	第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開	
		第4節 分野別計画の体系	第4節 分野別計画の体系	
	第3章 人口の推移と推計	人口の推移と推計グラフ	人口の推移と推計グラフ	
第2部 分野別計画	第1章 地域福祉計画の基本理念	第1節 計画の基本理念	第1節 計画の基本理念	
		第2節 地域福祉の課題	第2節 地域福祉の課題	
		第2章 地域福祉の基本施策と具体的な取組み	第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり	
	第2章 地域福祉の基本施策と具体的な取組み	第2節 福祉サービスの充実のために	第2節 福祉サービスの充実のために	
		第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を	第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を	
		第3章 地域福祉を推進するために	第1節 総合的な地域福祉の展開	
	子どもからお年寄りまで、健康でいきいき暮らすために (健康増進計画)	第1章 計画の策定にあたって	第1節 策定の背景・趣旨	第1節 策定の背景・趣旨
			第2節 計画の期間	第2節 計画の期間
			第3節 計画の対象	第3節 計画の対象
		第2章 計画の理念・目標	第1節 計画の理念・目標	第1節 計画の理念・目標
第3章 保健事業を取り巻く市の現状			第1節 医療費の動向	
第2節 主要死因の状況			第2節 主要死因の状況	
第3章 保健事業を取り巻く市の現状		第3節 分野別にみた本市事業の実施状況	第3節 分野別にみた本市事業の実施状況	
		第4章 具体的な取組みの推進	第1節 栄養・食生活	
		第2節 身体活動・運動	第2節 身体活動・運動	
		第3節 休養・心の健康づくり(重点)	第3節 休養・心の健康づくり(重点)	
	第4節 たばこ	第4節 たばこ		
第5節 アルコール	第5節 アルコール			

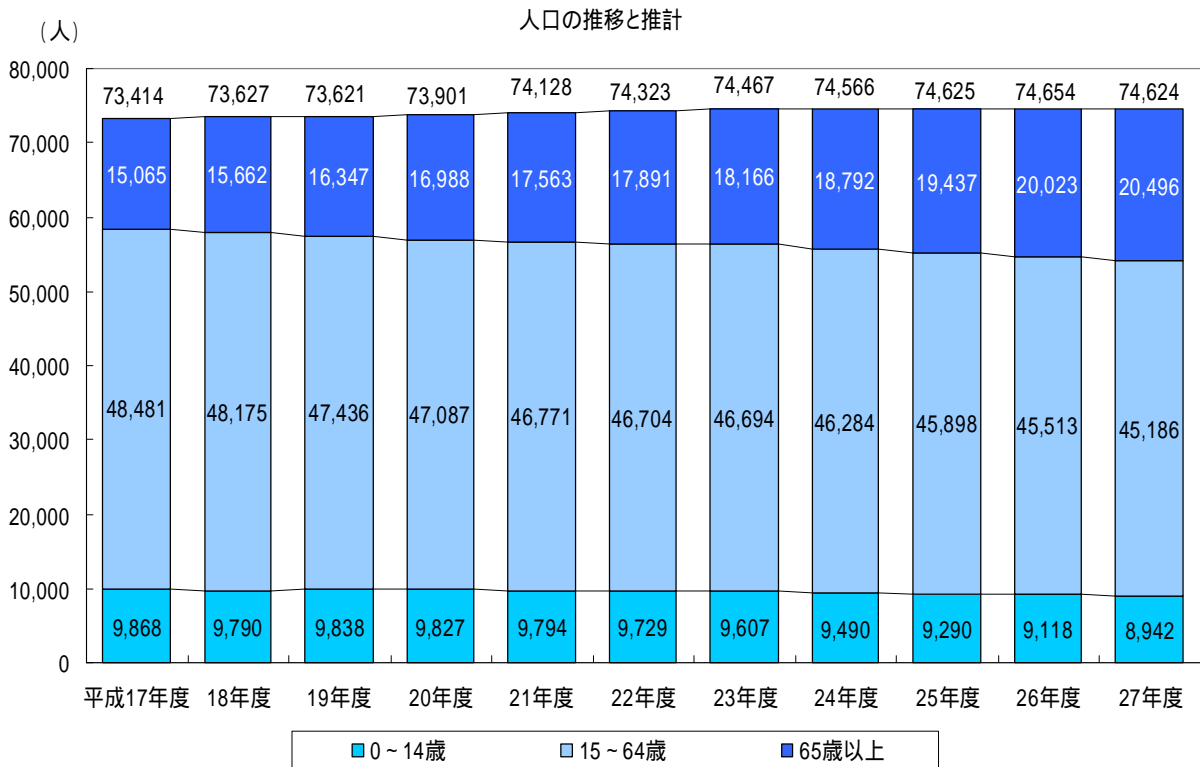
第2部
分野別計画

		第6節 歯の健康
		第7節 糖尿病・メタリックシンドローム(重点)
		第8節 循環器疾患(重点)
		第9節 がんの予防(重点)
	第5章 健康なまち 「きよせ」の実現	第1節 情報提供・啓発の推進
		第2節 健康づくりにかかる人材の育成
		第3節 地域健康づくり支援事業
子どもたちがのび のび育つために (きよせ次世代育成 支援行動計画)	第1章 総論(計画を策定 するに当って)	第1節 計画策定の背景
		第2節 計画の位置づけ(前期計画との関連)
		第3節 計画期間
		第4節 計画の基本理念
		第5節 計画の基本視点
	第2章 清瀬市次世代育成 支援の現状と課題	第1節 現状
		第2節 清瀬市の次世代育成支援関連施策等 の状況
		第3節 前期計画の評価
	第3章 後期計画の目標と 重点課題	第1節 後期計画の基本目標
		第2節 後期重点課題
	第4章 後期行動計画	第1節 施策体系
		第2節 人口推計
		第3節 目標ごとの現状及び施策の方向性
	第5章 目標事業量	
第6章 今後の取組み		
障害のある人が いきいきと暮らせ るために (障害者計画・第2 期障害福祉計画)	第1章 障害者計画の 基本理念	第1節 計画の法的位置づけ
		第2節 計画の基本理念
	第2章 障害のある人が いきいき暮らせる まちづくり	第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備
		第2節 社会参加や就労の促進
	第3章 誰もが快適に 暮らせるまちづくり	第1節 理解と交流の促進
		第2節 福祉のまちづくりの推進
	第4章 障害のある人の生 活を支えるまちづくり (第2期障害福祉計画)	第1節 重点施策と数値目標
		第2節 障害福祉サービス等の充実

<p>高齢者がいきいき 暮らせるために (高齢者保健福祉 計画・第4期介護保険 事業計画)</p>	<p>第1章 高齢者保健福祉計 画の基本理念</p>	<p>第1節 基本理念及び基本目標</p> <p>第2節 計画対象人口の推計</p> <p>第3節 高齢者施策・介護保険サービスの課題</p>
	<p>第2章 高齢者がいきいき 暮らせるための施策 の展開</p>	<p>第1節 一人ひとりがその人らしくいきいき 暮らすために</p>
		<p>第2節 いつまでも元気に介護を必要とせずに 暮らすために</p>
		<p>第3節 介護が必要となっても安心して暮らす ために</p>
		<p>第4節 住み慣れた地域で安心して暮らす ために</p>
		<p>第5節 地域の相談・ケア体制の構築</p>
	<p>第3章 介護保険サービス の利用見込みと事業 量の設定 (第4期介護保険事業計画)</p>	<p>第1節 介護給付・予防給付のサービスの利用 見込み</p> <p>第2節 第1号被保険者の保険料の設定</p>

第3章 人口の推移と推計

平成19(2007)年10月現在、本市の総人口は73,621人となっています。
 本計画の計画期間である平成21(2009)年度～平成27(2015)年度の総人口は、
 74,624人になることが予想されます。



平成17～19年度：実績値、平成20年度以降：推計値

本推計は、住民基本台帳人口(外国人人口を含む)(平成16年～19年の各10月1日時点)を基に、コーホート変化率法により算出しました。
 コーホート変化率法：コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいいます。コーホート変化率法は2時点におけるコーホートの変化率を用いて推計していきます。

第 2 部 分野別計画

地域福祉計画

第 1 章

第 2 章

健康増進計画

第 1 章

第 2 章

きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）

第 1 章

第 2 章

障害者計画（第 2 期障害福祉計画含む）

第 1 章

第 2 章

高齢者保健福祉計画（第 4 期介護保険事業計画含む）

第 1 章

第 2 章

資料編

1 .

2 .